

資料 2

「これからの学びを実現する生駒南小・中学校の施設整備を 考える会議」開催要綱

（趣旨）

第1条 「生駒南小・中学校の今後を考える会議」を経て、本市教育委員会において「生駒市立生駒南小・中学校の今後の方向性について」が決定されたことを受け、生駒南小・中学校のこれからの学びを実現するため幅広く意見を求めることを目的として、「これからの学びを実現する生駒南小・中学校の施設整備を考える会議」（以下、「会議」という。）を開催する。

（検討事項）

第2条 会議において、次に掲げる事項について意見聴取及び情報交換を行う。

- (1) 生駒南小・中学校が目指す教育、未来の学校づくりについてのビジョン
- (2) 生駒南小・中学校の施設の建替に係る基本構想の確認
- (3) その他教育委員会が意見を求める必要があると認める事項

（参加者）

第3条 会議は、次に掲げる者から参加を求めるものとする。

- (1) 生駒南小・中学校 学校運営協議会委員
- (2) 生駒南小・中学校長、教頭、教員
- (3) 生駒南小・中学校児童・生徒の保護者及び未就学児の保護者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

（アドバイザー）

第4条 前条に定めるもののほか、事務局は会議のアドバイザーとして、学識経験のある者の参加を求めるものとする。

（運営）

第5条 アドバイザーは、会議の座長となって、会議を進行するものとする。

2 会議は、公開を原則とする。ただし、附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する基準第2条各号に該当する場合は、非公開とすることができるものとする。

(公開の方法等)

第6条 傍聴については、原則として許可する。ただし、非公開とした会議については、傍聴は認めない。

- (1) 傍聴の定員は、会場の都合等を考慮して決定する。
- (2) 傍聴の受付は、会議開催時刻の30分前からとし、受付を開始した時点で傍聴希望者が定員を超える場合は、先着順とする。
- (3) 傍聴者に会議資料を配布する。
- (4) 許可なく傍聴者からの発言は認めない。
- (5) 許可なく傍聴者の写真撮影、録画、録音等を認めない。

(会議録の作成及び公表)

第7条 会議終了後速やかに作成し、市ホームページへの掲載により公表する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、教育指導課教育政策室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営その他必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年8月8日から施行する。